



2019年6月18日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号:1925 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 芳井敬一
問 合 せ 先 執行役員広報企画室長 中尾剛文
(TEL. 06 - 6342 - 1381)

戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する 不適合等についての原因究明及び再発防止策について

弊社は、戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等の事実が判明したことを受け、4月26日、社外監査役と社外の専門家で構成される外部調査委員会に、事実関係の調査（弊社調査の妥当性、関係書類の調査、関係者への聴取等）、原因分析、及び再発防止策の提言を依頼いたしました。

弊社は外部調査委員会より「調査報告書（以下、最終報告書）」を6月17日、受領しました。

また、本日（6月18日）開催の取締役会において、外部調査委員会の調査報告書を踏まえた再発防止策を決議いたしました。あわせて、弊社の再発防止策を外部調査委員会の最終報告書とともに国土交通省に提出いたしました。

なお、本日公表しました独立基礎の仕様の不適合が新たに判明した物件につきましては、既報告分と同様、第三者機関に安全検証を依頼しております。検証結果がまとまり次第、追加のご報告をさせていただきます。

このたびは、弊社の建築基準に関する不適合等により、お客様ならびにご入居者様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、今般の建築基準に関する不適合等につきまして、今後このような事態が二度と発生しないよう、再発防止策を着実に実行してまいります。

記

■戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等についての原因究明及び再発防止策

1. 今回の不適合問題の概要

(1) 防火安全性が不十分な恐れ、及び柱の仕様の不適合

弊社が建設した賃貸共同住宅のうち、2階外部片廊下を支えるL字型受柱を採用した物件は、建築基準法・消防法及び関係条例において主要構造部を準耐火構造として建設する場合、主要構造部に防耐火措置を施さなければなりません。設計担当者は弊社の標準仕様とは異なる防火安全性が不十分な恐れがある仕様でL字型受柱の設計を行い、そのまま施工しました。

また、弊社の住宅商品の多くは建築基準法に基づき、予め設計内容について型式適合認定を受け、型式部材等製造者認証を取得していますが、設計担当者は型式適合認定を受けた仕様を十分確認せず、L字型の受柱が型式適合認定を受けた仕様と誤認したうえ、一般的な建築確認申請の手続きを省略して設計を行い、型式適合認定と異なる仕様で施工しました。

(2) 独立基礎の仕様の不適合

弊社の戸建住宅・賃貸共同住宅は、基礎構造の一部に独立基礎を用いますが、表層改良地盤での独立基礎、凍結深度が設定された地域での独立基礎、及び敷地内に高低差がある敷地での独立基礎において、設計担当者は建物に設置した独立基礎の仕様（高さ）が型式適合認定を受けた仕様とは異なる設計を行い、そのまま施工してしまいました。

2. 外部調査委員会によって明らかになった原因

2019年6月17日、外部調査委員会より最終報告書「調査報告書」を受領し、事実関係の調査、及び原因分析による調査結果として、下記の型式適合認定制度に関する原因が提示されました。

■各問題の原因分析結果（ポイント）

<p>【主たる原因 1】 法令遵守体制の運用上の問題</p>
<p>型式適合認定制度について、事業所の設計担当者の理解が不十分な状態を解消しなかった。</p>
<p>【主たる原因 2】 事業所と本社とのコミュニケーション不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現場の声が届いていなかったため、様々な独立基礎の高さを許容する型式適合認定の申請を行わなかった。 ・本社の認識不足により、独立基礎の高さが型式適合認定チェックシートのチェック項目となっていなかった。 ・関東エリアにおけるL字型受柱の必要性を認識できず、型式適合認定の申請を行わなかった。
<p>【主たる原因 3】 設計図書作成のプロセスの問題</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・設計者が標準外の独立基礎を選択したことが、生産段階のCAD上で表示されない仕組みとなっていた。 ・L字型受柱が標準外仕様であることが生産段階のCAD上で表示されていたが、その情報が有効活用されなかった。

3. 今回の不適合問題を踏まえた再発防止策

弊社は外部調査委員会の提言を受け、7つの対策基本方針と対策施策を含めた下記の再発防止策を新たに講じ、着実に実行します。

■再発防止策の対策基本方針と対策施策

【対策基本方針1】 全社的な設計業務に関する法令遵守体制の再構築
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令に関する法令遵守体制の再構築 ・社長直轄部門として独立した（仮称）法令遵守・品質保証推進本部を設置
【対策基本方針2】 型式適合認定制度に関する社内資格制度の導入
・型式適合認定制度に関する社内資格制度等の導入と設計担当者の適正な配置
【対策基本方針3】 リスク情報の伝達機能の強化
・型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関するリスク情報を社内に伝達する仕組みの強化
【対策基本方針4】 社内監査機能の強化
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令の社内監査体制の強化
【対策基本方針5】 事業所の法令遵守状況に対する適正評価
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令の遵守状況について、事業所の業績評価に反映する
【対策基本方針6】 本社・事業所間の情報共有の強化、教育の再徹底
・本社と事業所の情報伝達機能の強化、本社と事業所間のコミュニケーションの強化を図るため、全社に対し改めて法令遵守教育を実施
【対策基本方針7】 社内チェック機能の強化
【対策施策】 ・社内の標準的な設計ルール（設計要項）＝標準仕様の再整備 ・型式適合チェック体制を強化する設計プロセスの改善 ・BIMによる法令適合チェック機能の強化 ・設計図書の長期保管が可能な仕組み（再構築）

以 上

■お問い合わせ窓口

大和ハウス工業株式会社 不適合対策室

電話番号：フリーダイヤル 0120 - 032 - 661 （受付時間：A.M9:00 ～ P.M6:00 無休）

※受付時間外（P.M6:00 ～ A.M9:00）は「休日・夜間受付対応」が受付し、翌日に不適合対策室より連絡いたします

報道関係者のお問合せ先

広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112



Daiwa House®
大和ハウスグループ

戸建住宅・賃貸共同住宅における 建築基準に関する不適合等に関する再発防止策

大和ハウス工業株式会社

Daiwa House

不適合問題の主たる原因（外部調査委員会の最終報告書より）

1. 型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関する**法令遵守体制**が不十分であった。
2. 型式適合認定制度運用開始時、**本社部門と事業所間の情報伝達**・共有化コミュニケーション等が不十分であり、制度に対する理解・認識が不十分な設計者がいた。
3. 型式適合認定制度の運用において、**型式適合認定に関するチェック機能**が十分に働いているとは、いえなかった。

不適合問題の主たる原因と、これらに対応する再発防止策

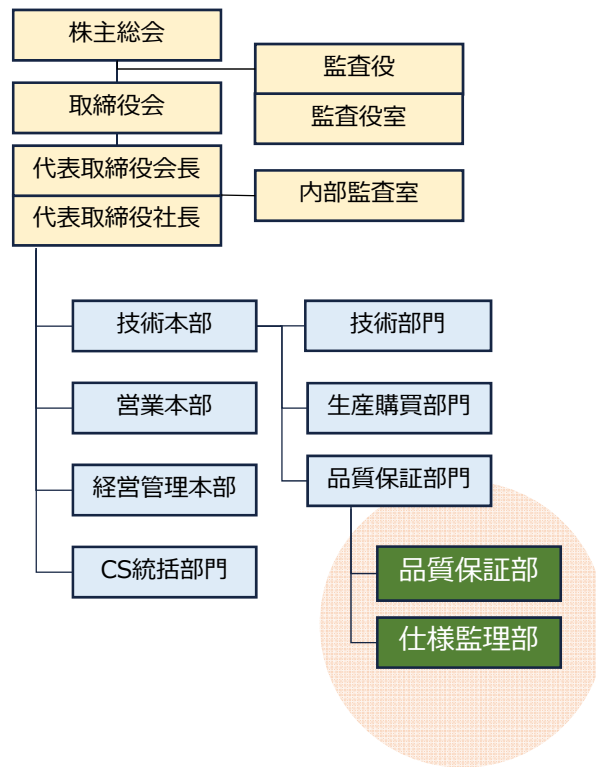


1-1. 型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関する法令遵守体制の再構築

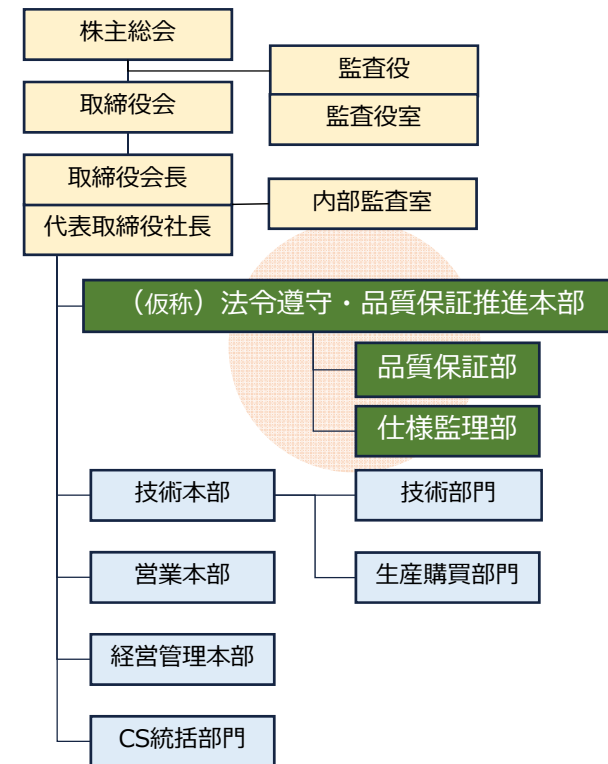
型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関する 全社的な法令遵守体制の再構築

社長直轄部門として独立した（仮称）法令遵守・品質保証推進本部※を設置することで
本社部門である技術本部等への社内チェック機能を強化する。

【変更前】



【変更後】

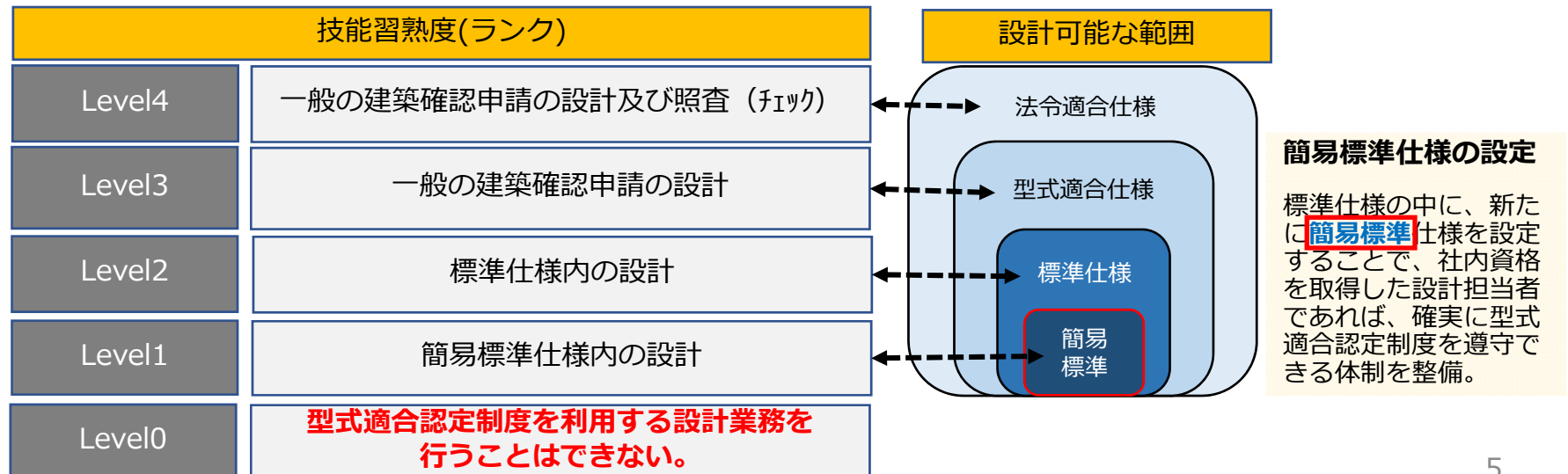


新たに設置した（仮称）法令遵守・品質保証推進本部から、全社的な**品質保証方針**を発信する。

型式適合認定制度に関する社内資格制度の導入

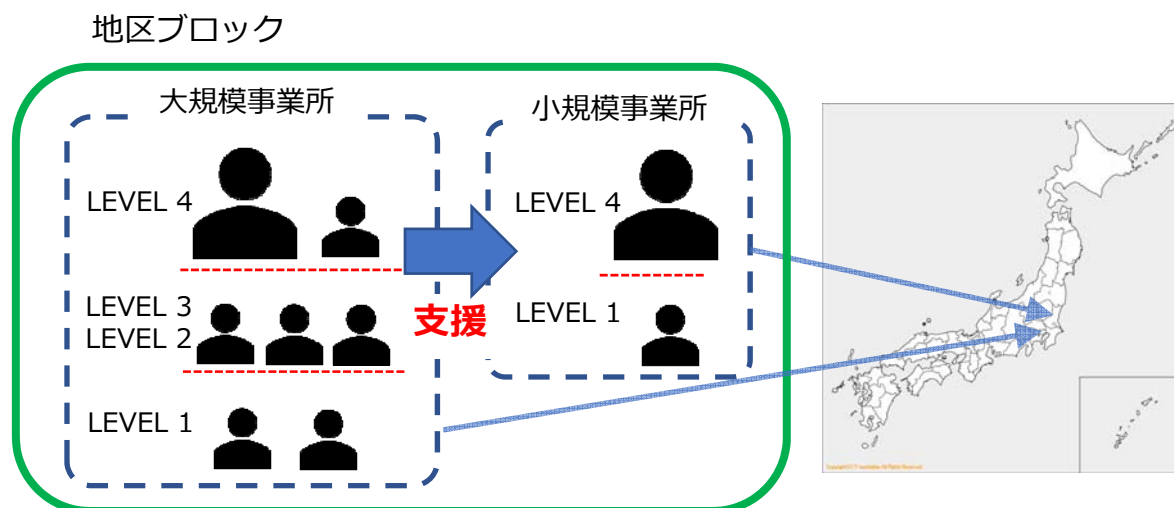
型式適合認定制度に関する社内資格制度の概要

- ・ 事業所の各設計担当者に対して、**毎年、型式適合認定制度に関する試験を実施する。**
- ・ **型式適合認定制度に関する社内試験に合格した設計担当者でなければ、型式適合認定制度を利用する設計業務を行うことはできない。**
- ・ 公正に試験を実施するため、試験問題については外部機関等の協力を得るなどして作成する。
- ・ 本社部門は、**型式適合認定制度に関する社内試験や設計業務に関する知識・経験等を踏まえて総合的に判断の上、各設計担当者の技能習熟度（ランク）を決定する。**
 なお、各設計担当者の技能習熟度（ランク）は、毎年、更新する。
- ・ 本社部門は技能習熟度（ランク）に基づき適切な設計担当者の配置、公正な評価を実施する。



<型式適合認定制度に関する社内資格制度等による設計担当者の適正な配置>

- 型式適合認定制度に関する社内資格制度により、各事業所の設計担当者の技能習熟度(ランク)を適切に把握する。
- 事業所の規模に係らず、すべての事業所に原則として設計者 (LEVEL 4) を配置する。
- 地区ブロックの中で、設計担当者 (LEVEL 1 ~LEVEL 3) の人員については、互いに補完(支援)する体制を整備する。
- 事業所への設計担当者の配置、適正状態の維持は、本社部門が管理する。



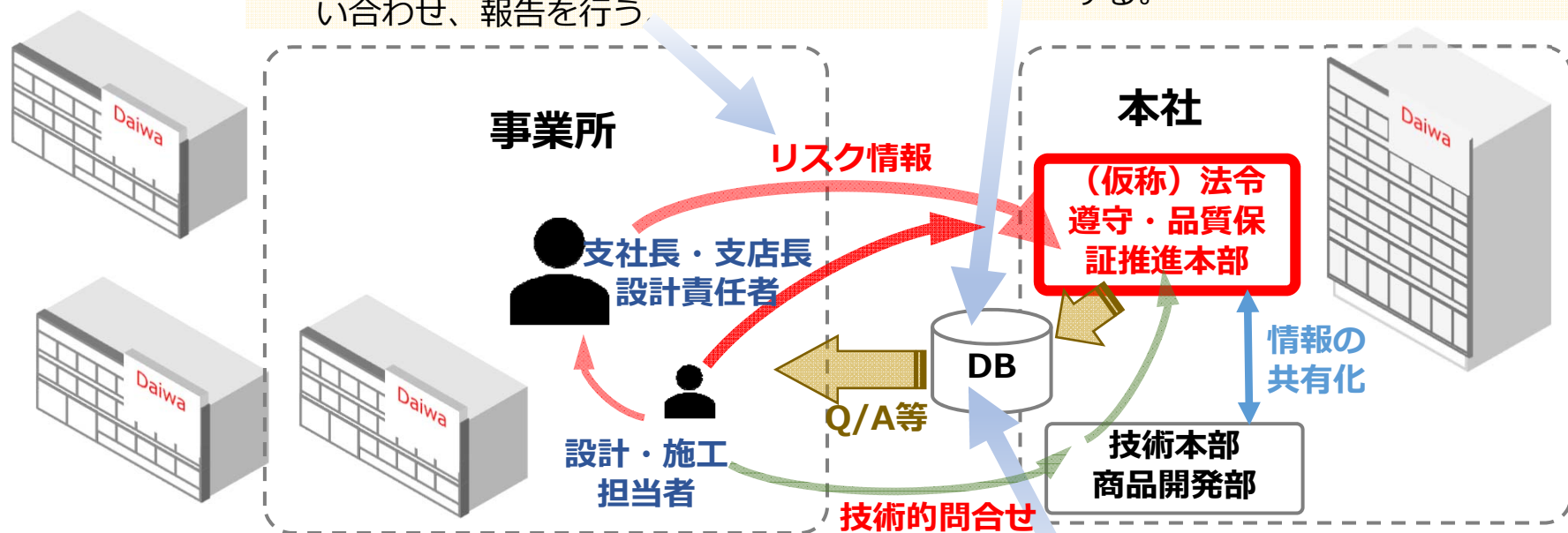
型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関する リスク情報を社内に伝達する仕組みの強化

事業所

型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関するリスク情報が発生した場合については、事業所内において支社長・支店長及び設計責任者が中心となり、遅滞なく（仮称）法令遵守・品質保証推進本部へ問い合わせ、報告を行う。

（仮称）法令遵守・品質保証推進本部

- 問い合わせ内容については、適切に管理・対応できる仕組みを構築する。

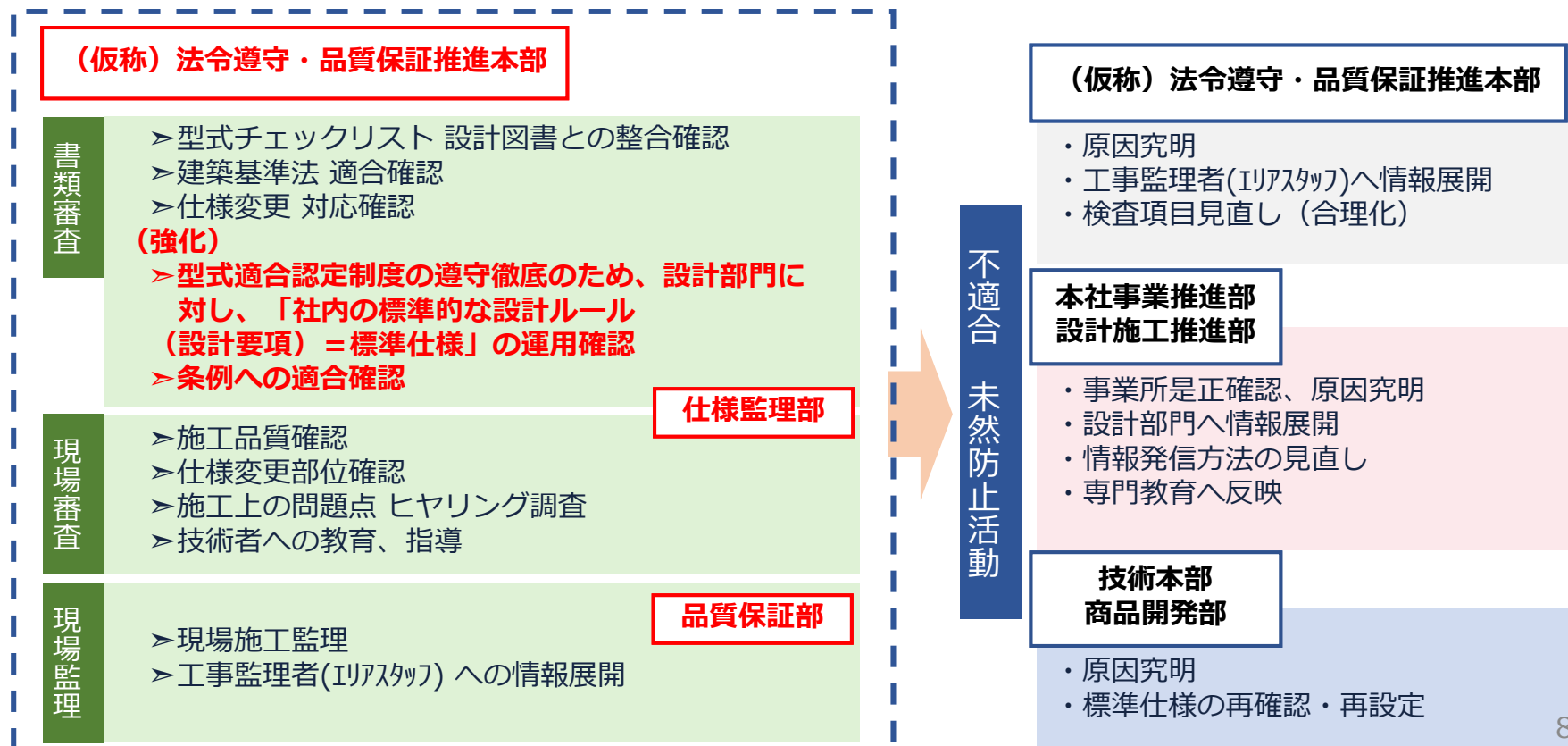


**技術本部
商品開発部**

- 事業所からの技術的な問合せについて記録を残すとともに、**（仮称）法令遵守・品質保証推進本部**と当該情報を共有する。

型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令の社内監査体制の強化

過去の不適合問題の発生を受け設置された、本社仕様監理部は、2017年8月より、各事業所において型式適合認定制度が適正に運用されているかを審査している。
 今回の問題を踏まえ、**型式適合認定制度等に関する監査業務を強化する。**
 監査で得た情報は本社関連部門へ水平展開し、事業所の不適合を防止する。



型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令の遵守状況について 事業所の業績評価に反映する

事業所評価において、コンプライアンス体制を推進するため、**型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令の遵守状況を事業所の業績評価項目として追加する。**

事業所 経営健全度評価

《 現状 》 事業所評価 対象とする法令

- ・ 建設業法・宅地建物取引業法
- ・ 国土利用計画法 ・ 道路交通法 等

《 評価項目の追加 》

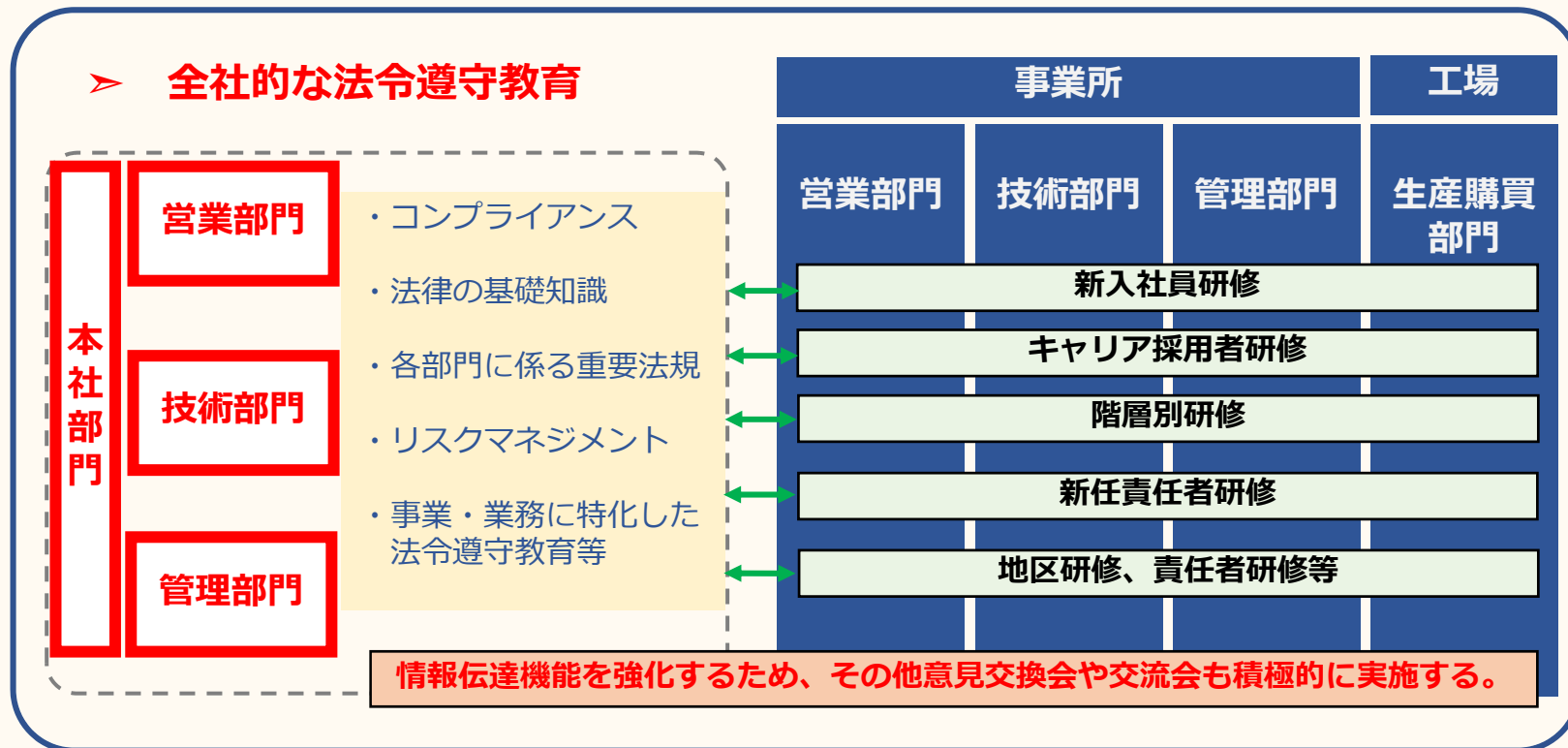
- ・ **型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令の社内監査評価**
- ・ **型式適合認定制度に関する社内資格制度による設計担当者の適正配置状況**
- ・ **型式適合認定制度に関する社内資格制度による設計担当者の技能習熟度
ランクアップ状況**

**建築関係法令の社内監査評価、設計担当者の適正配置状況や
設計者の技能習熟度が向上した事業所はプラス評価を加える**

本社と事業所の情報伝達機能の強化、教育の再徹底

本社から事業所への情報伝達機能の強化、本社と事業所間のコミュニケーションの強化を図るため、全社に対し改めて法令遵守教育を実施する。

■ 全社



本社と事業所間のコミュニケーションを強化する場とする。

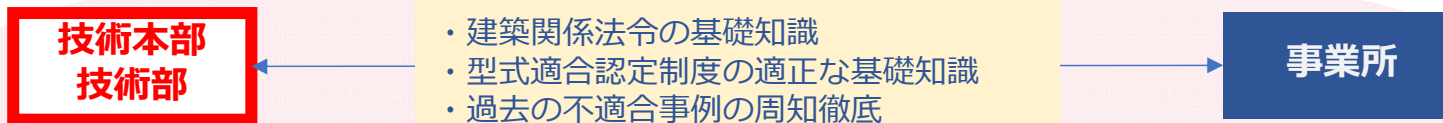
本社と事業所の情報伝達機能の強化、教育の再徹底

本社から設計部門への情報伝達機能の強化、本社部門と事業所間のコミュニケーションの強化を図るため、既存の教育体系について、一般教育と専門教育に区分し、設計部門に対して、改めて法令遵守教育を実施する。

型式適合認定制度を遵守するための教育は、専門教育において地区ごとに定期的を実施する。

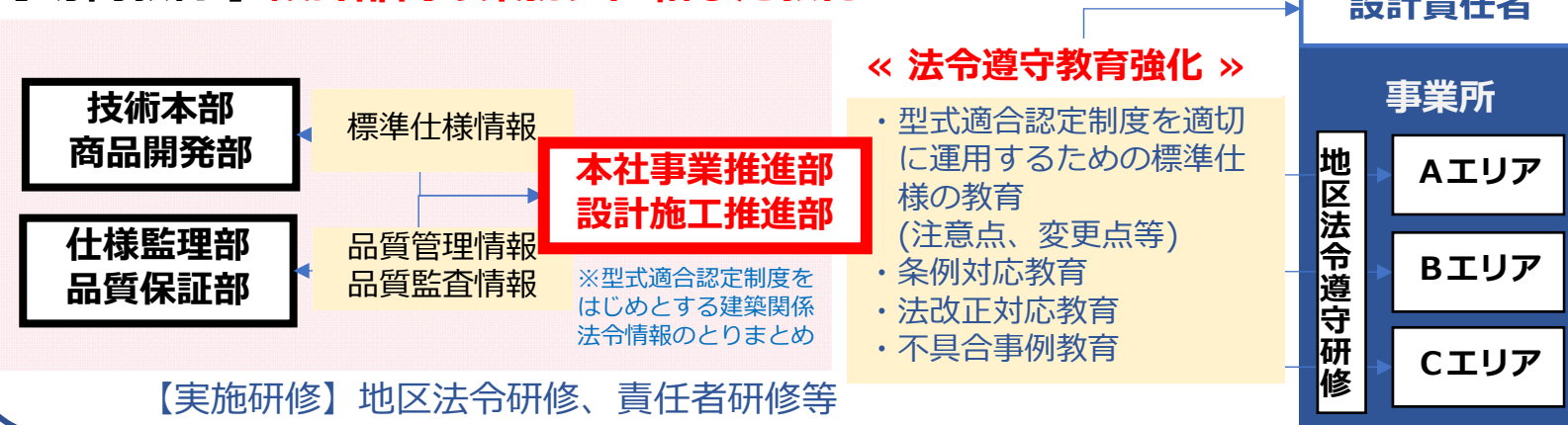
【一般教育】建築関係法令の基礎知識の取得

《 法令遵守教育強化 》



【実施研修】階層別研修、新入社員研修、能力向上研修、キャリア採用者研修等

【専門教育】設計部門の業務に直結した教育

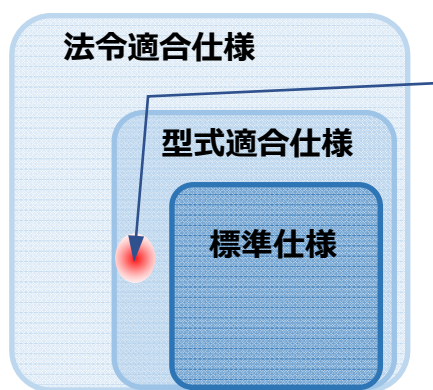


【実施研修】地区法令研修、責任者研修等

対象者に参加を義務付ける他、研修においてはグループディスカッションを積極的実施。

社内の標準的な設計ルール（設計要項） = 標準仕様の再整備

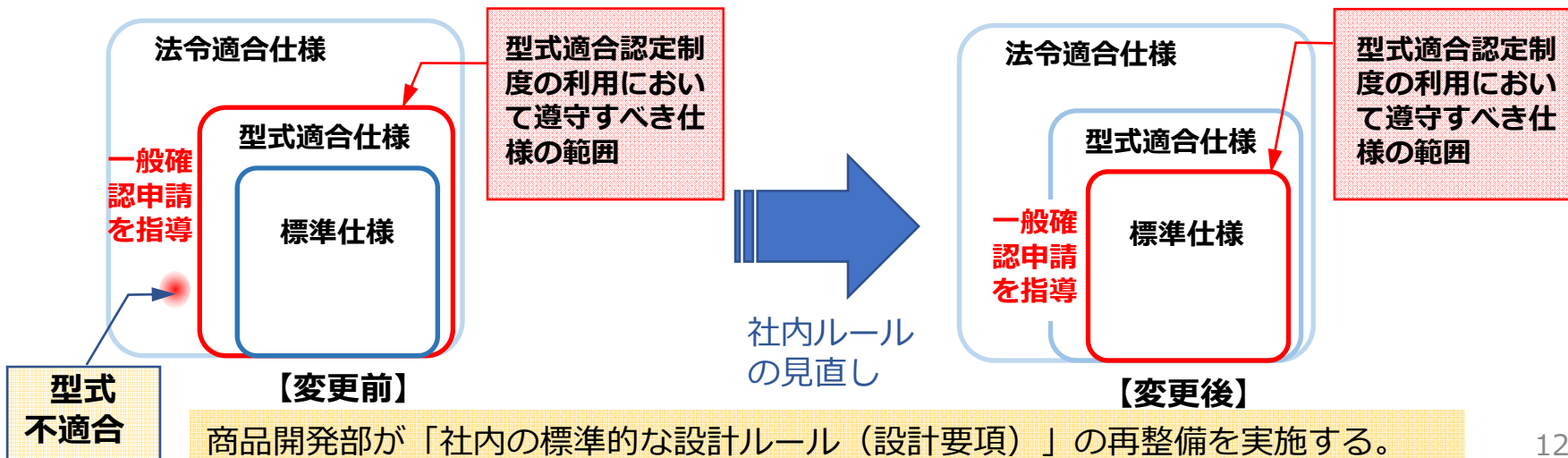
- 型式適合仕様をしっかりと理解しないまま「社内の標準的な設計ルール（設計要項）」を超えて設計を行ったために、建物が型式適合認定を取得した仕様に合致しないという不適合が発生した。



型式適合認定の範囲内の仕様であっても、「標準仕様」ではない場合がある。
 このため、事業所の一部の設計者が、型式適合認定を取得した仕様でないにもかかわらず、型式適合認定の仕様と誤認した。

【型式適合仕様と標準仕様不一致の理由】

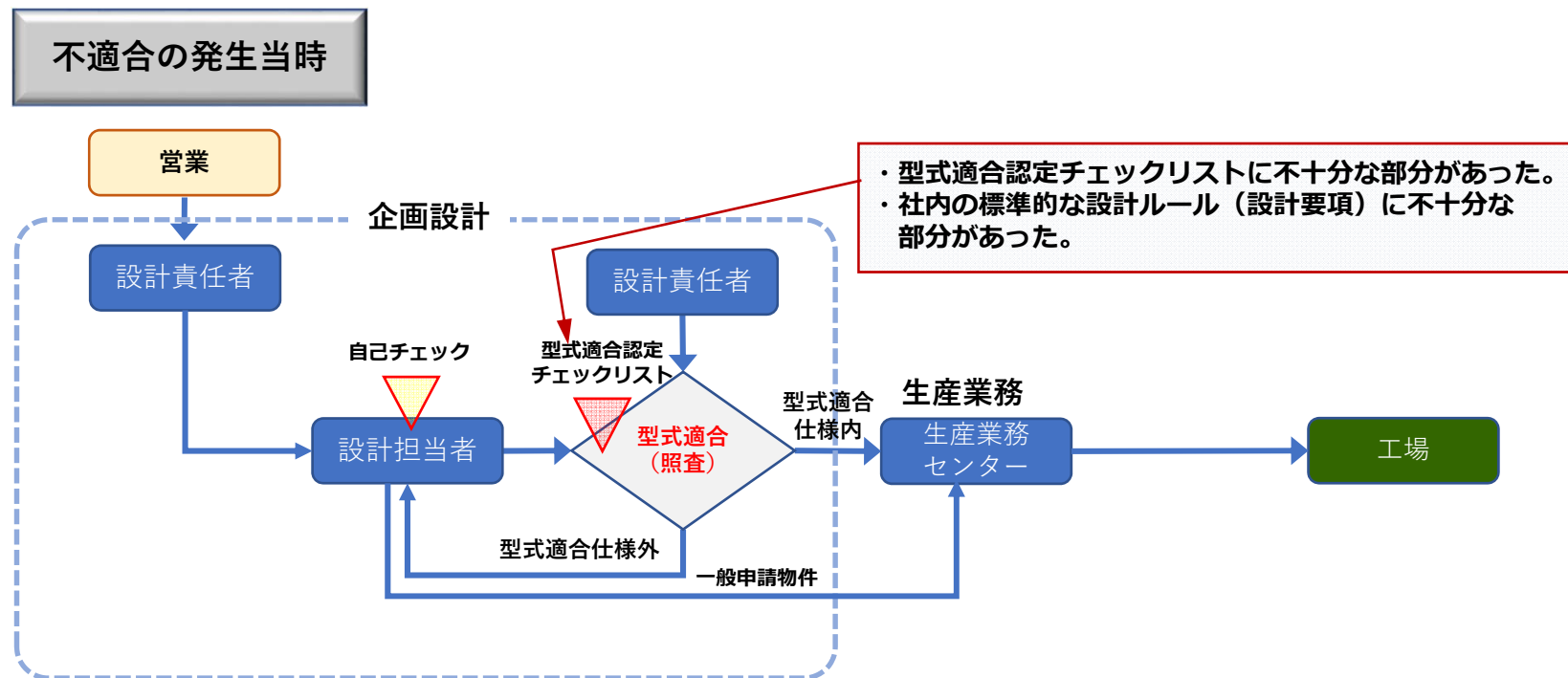
- 型式適合認定を取得している仕様であっても、社内における標準仕様化が遅れている仕様がある。
- 将来の商品化のために、事前に取得した型式適合認定の範囲（当面は標準仕様化しない範囲）の仕様がある等



型式適合チェック体制を強化する設計プロセスの改善

不適合の発生原因

- ・ 型式適合認定制度を遵守するために運用している「型式適合認定チェックリスト」に不十分な部分があった。
- ・ 型式適合認定の範囲であるものの、「社内の標準的な設計ルール（設計要項）」に不十分な部分があったため、事業所の設計責任者によるチェックに漏れた部分があった。



7-2. 型式適合チェック体制の再構築

・設計現場のプロセスを改善する。

① 「標準仕様外」を「型式適合認定外」とする判定基準を徹底する。

→ 「社内の標準的な設計ルール（設計要項）」の運用等を明確化する。

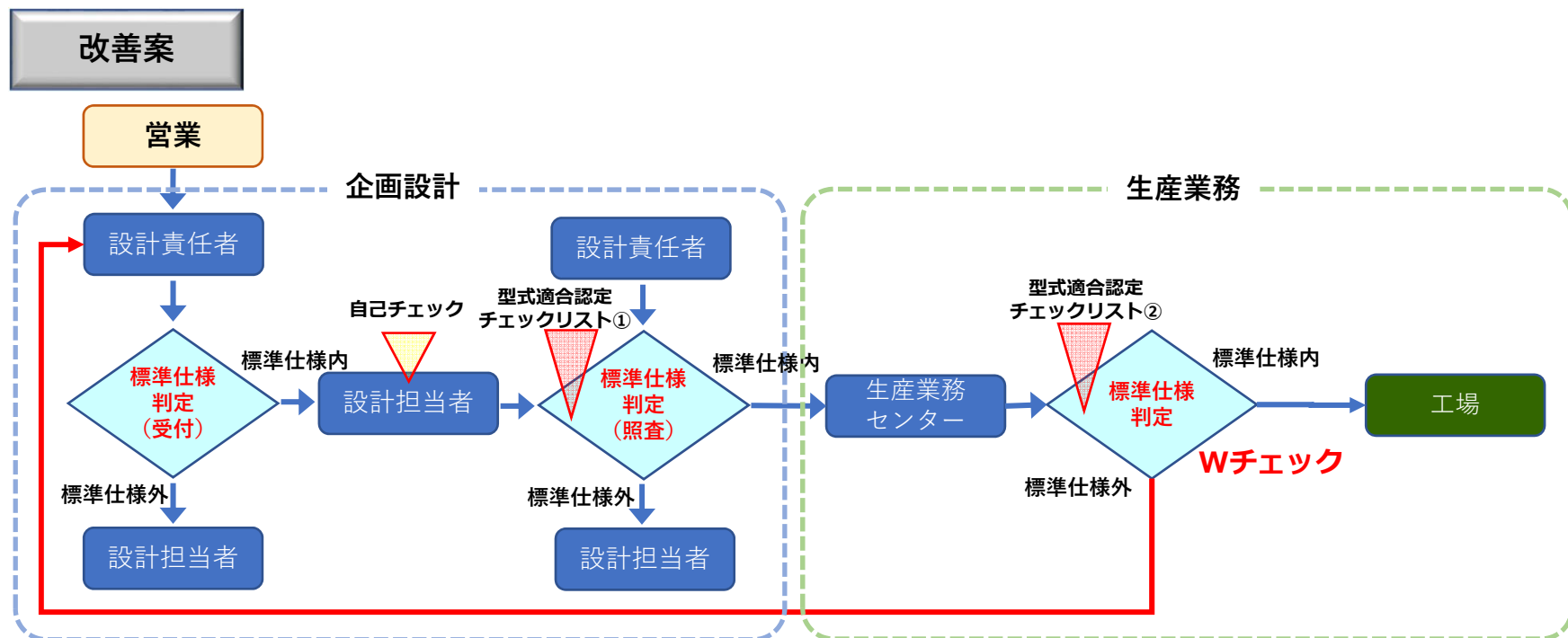
→ 「型式適合認定チェックリスト」を改善し、「標準仕様」の内外判定は設計責任者が行う。

② 「標準仕様外」は一般の建築確認申請とする。

→ 設計者は企画設計に専念し、設計責任者は標準仕様判定（受付・照査）に重点を置く。

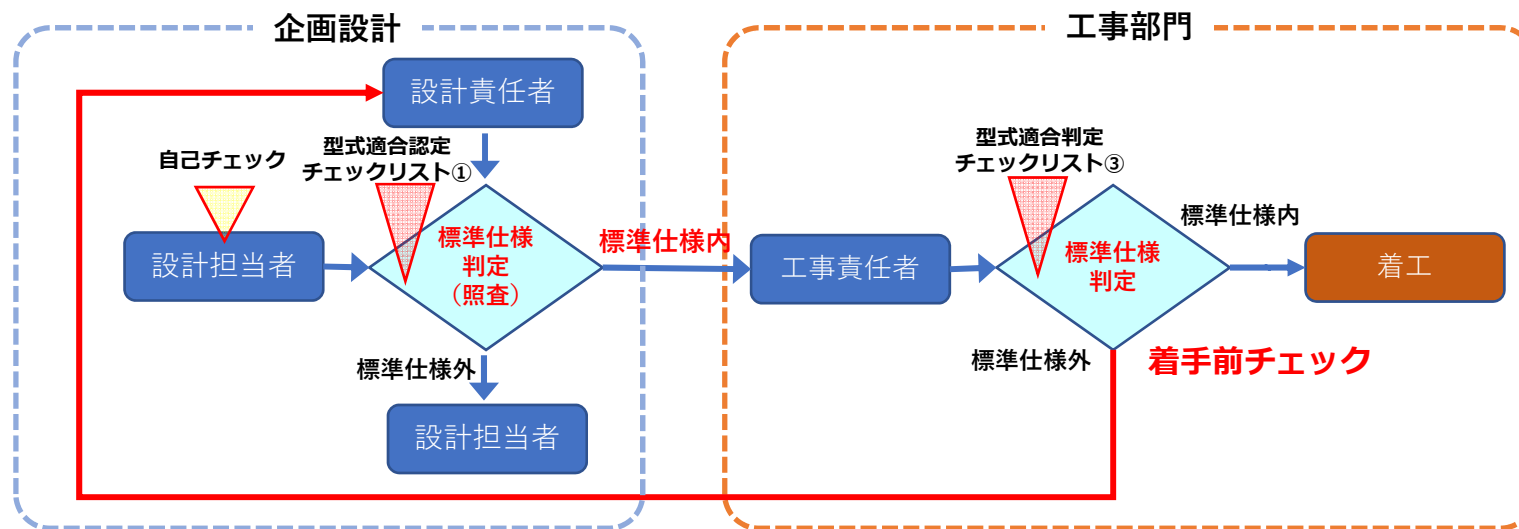
③ 型式適合認定チェックリストによる判定を強化するために、Wチェック体制を構築する。

→ 設計責任者の標準仕様判定後、生産業務センターも標準仕様判定（Wチェック）を実施する。



7-2. 型式適合チェック体制の再構築

- 工事責任者等による型式適合認定チェックリストによる判定
 - ① 企画設計から工事投入される前に**生産業務センターによるWチェック**が完了しているが、工事投入前に**工事責任者による型式適合認定チェックリストによる判定**を行う。
 - ② 工事責任者及び工事担当者は、事業所で実施される設計責任者主催の法令遵守教育強化の【専門教育】に参加し、型式適合仕様の判定のスキルを身に着ける。
- 契約工期の設定について
 - ① 標準仕様判定により標準仕様外になることを考慮し**契約工期は一般建築確認の工程**とする。

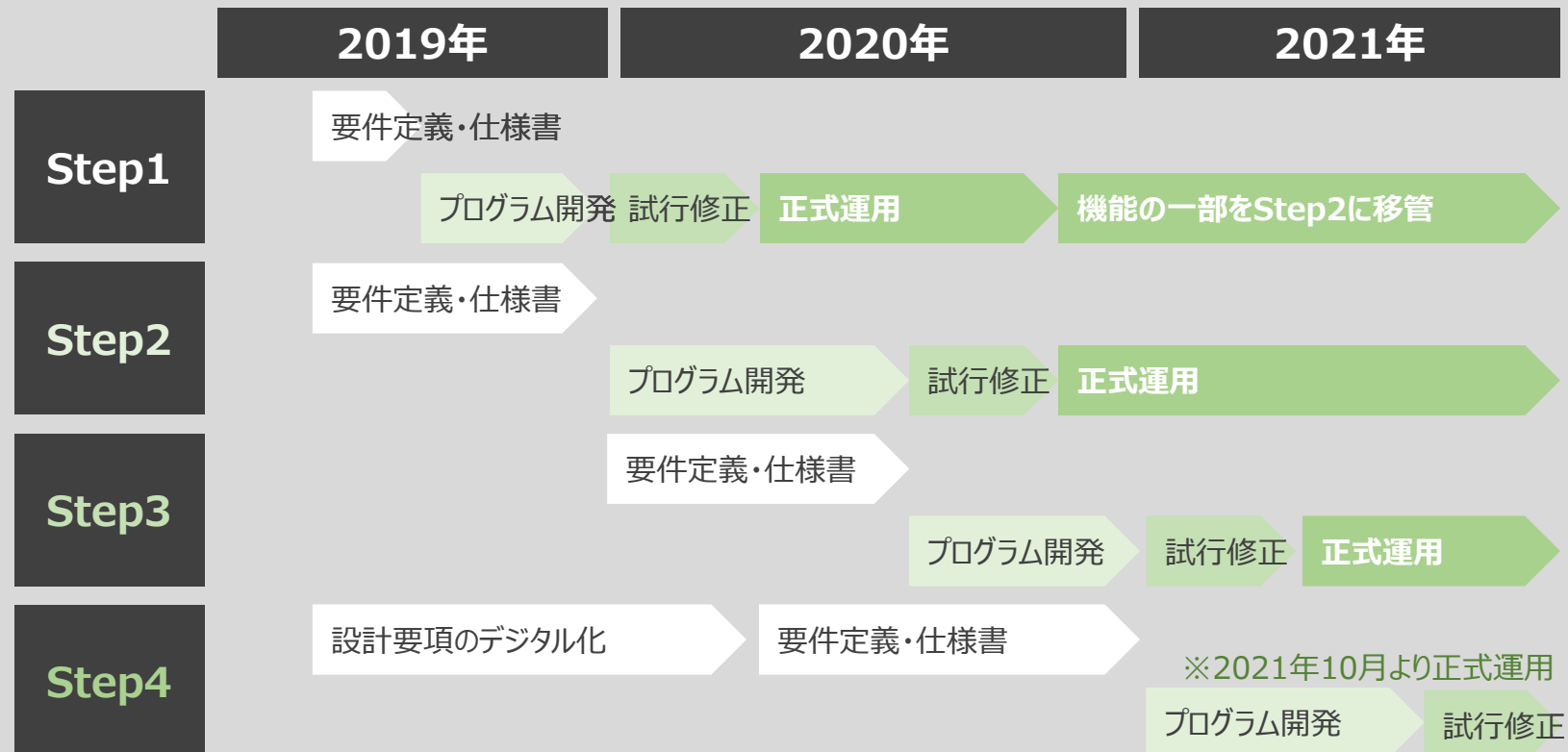


住宅系BIMCADの開発・早期導入

【開発方針】 BIMとは、ビルディング・インフォメーション・モデリングの略称です。

- Step1 : **設計者が基準法・型式の適合チェックをBIMCAD内で実施**し、各適合チェックシートを出力する
- Step2 : BIMモデルから建物属性を取得し、基準法レベルの適合チェックを大部分自動化する
- Step3 : BIMCADの作図機能に、法令チェック図面作成機能、及び追記機能を実装する
- Step4 : 設計内容と型式設計仕様・設計要項との一括照合を、専用プログラムにて自動化する

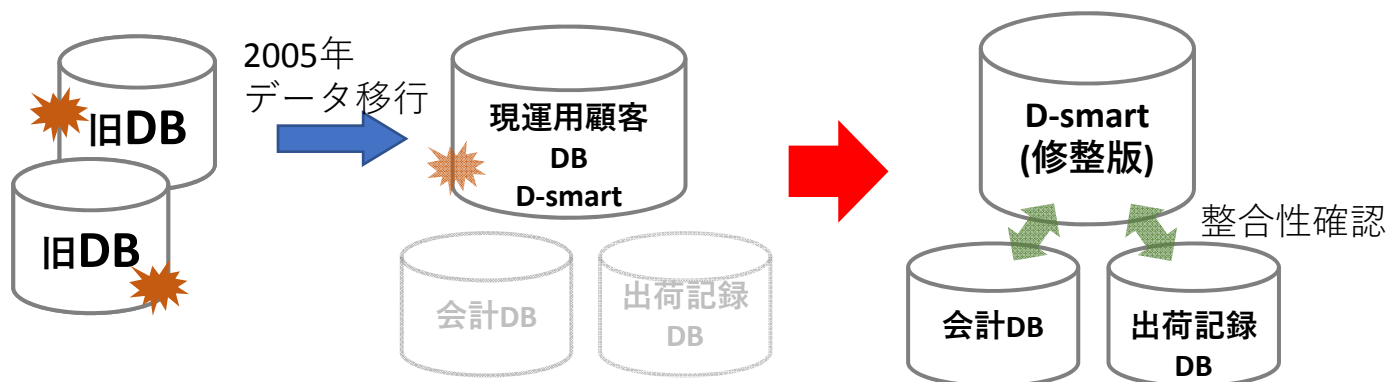
【開発ロードマップ】



設計図書の長期保管が可能な仕組み（再構築）

お客様の情報管理について、電子データ化を更に推進し、**長期保管が可能となる仕組みを再構築**する。

- ・古いデータにおいて、一部データの移行漏れや不整合な部分があった。
- ・社内のデータベース連携に不十分な部分があった（手作業による照合を要した）。

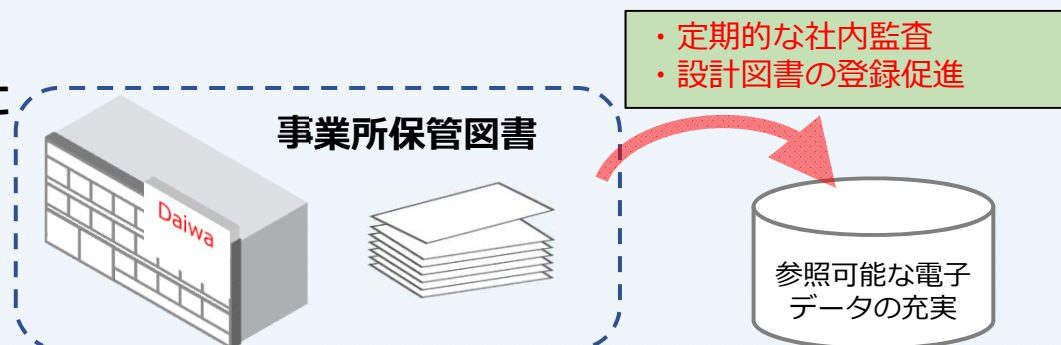


- ・ペーパー保管の設計図書が即座に参照できない。

CSペーパー登録の徹底

- ・CSペーパー情報の保存年数は、原則引渡日より**住宅事業および集合住宅事業は60年間**とする。

設計部門に対する社内監査実施時に実施状況を確認する。





**このたびは
多大なるご迷惑とご心配を
おかけすることとなり
心より深くお詫び申し上げます**

**今後、このような事態が二度と
発生しないように、全社をあげて
信頼の回復に努めてまいります**